2026年11月20日

各 位

会 社 名 株式会社インフォネットグループ
代表者名 代表取締役社長 東間 大
（コード番号：4444 東証グロース）
問合せ先 取締役 南嶋 将人
（TEL. 03－5221－7591）

第三者割当による第３回新株予約権及び第４回新株予約権（固定行使価額型）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年11月20日付の取締役会において、以下のとおり、香港に所在する機関投資家であるLong Corridor Asset Management Limited（香港SFC登録番号：BMW115）（以下、「LCAM」といいます。）が一任契約の下に運用を行っている、英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）であるLong Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下、「LCAO」といいます。）、英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）であるLMA SPCの分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）であるMAP246 Segregated Portfolio（以下、「MAP246」といいます。）及び英国領ケイマン島に設立された免税有限責任会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）であるBEMAP Master Fund Ltd.（以下「BEMAP」といい、LCAO、MAP246及びBEMAPを個別に又は総称して、以下、「割当予定先」といいます。）を割当予定先として、第三者割当の方法による第３回新株予約権（以下、「本第３回新株予約権」といいます。）及び第４回新株予約権（以下、「本第４回新株予約権」といい、本第３回新株予約権と併せて「本新株予約権」といいます。）を発行することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．本新株予約権の概要

（１） 割当日	2026年12月７日
（２） 発行新株予約権数	4,200個 本第３回新株予約権 2,100個 本第４回新株予約権 2,100個
（３） 発行価額	総額1,008,000円 （本第３回新株予約権１個につき380円、本第４回新株予約権１個につき100円）
（４） 当該発行による潜在株式数	420,000株（新株予約権１個につき100株） 本第３回新株予約権 210,000株 本第４回新株予約権 210,000株
（５） 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	568,008,000円（差引手取概算額：549,104,972円） （内訳） 本第３回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 798,000円 新株予約権行使による調達額：252,000,000円 本第４回新株予約権

	新株予約権発行による調達額：　　210,000円 新株予約権行使による調達額：315,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権が全て行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、減少する可能性があります。
（6）　行　使　価　額	本第３回新株予約権　1,200円 本第４回新株予約権　1,500円 本新株予約権は、いずれも行使価額が固定されており、行使期間中に行使価額の修正は行われません（固定行使価額型）。
（7）　募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 本第３回新株予約権 LCAO　1,365個 MAP246　210個 BEMAP　525個 本第４回新株予約権 LCAO　1,365個 MAP246　210個 BEMAP　525個
（8）　新株予約権の行使期間	2026年12月８日から2029年12月７日までとします。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とします。
（9）　そ　の　他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下、「本新株予約権引受契約」といいます。）を締結する予定です。 本新株予約権引受契約においては、割当予定先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が規定される予定です。

２．募集の目的及び理由

（１）募集の目的

ア．当社グループの事業基盤及び競争力

当社グループは、2002年の法人設立以来、主に企業のWebサイト構築及び運用保守を通じて、顧客のコーポレートコミュニケーションの支援と事業課題の解決に取り組んでまいりました。

現在は、自社開発のCMS（注１）「infoCMS」及び次世代CMS「LENSAhub」を基盤に、Webサイトの受託開発・運用保守を中心としたコーポレートコミュニケーションの総合支援事業を展開するとともに、AI、IR・HR支援、ブランディング、システム開発、XR・デジタルツイン等へと事業領域を拡大しております。

当社グループの主力製品である「infoCMS」は、企業・団体等のWebサイトの構築・運用に対応する商用CMSであり、高い機能性及びセキュリティを備えたオールインワン型のサービスです。

また、2024年７月に提供を開始した「LENSAhub」は、専門的なプログラミング知識がなくてもWebサイトを構築・運用できる次世代ノーコードCMSであり、操作性、セキュリティ及び運用効率を重視したサービスを提供しております。

自社開発CMSの導入実績は500サイト以上となっております。また、調査会社ITRによる2024年度

の国内SaaS型CMS市場の調査では、当社は売上金額ベースで14.4%のシェアを有しており、同市場において第１位となっております（出典：株式会社アイ・ティ・アール「ITR Market View：ECサイト構築／CMS／SMS送信サービス／電子請求書サービス／電子契約サービス市場2025」SaaS型CMS市場：ベンダー別売上金額推移およびシェア（2023～2025年予測）。2024年度の売上金額ベースのシェアに基づきます）。

また、当社グループは、Webサイト構築及び運用保守にとどまらず、Webサイトのアクセス分析を支援する「MEGLASS finder」等の周辺サービスを展開しております。

さらに、連結子会社である株式会社アイアクト（以下、「アイアクト社」といいます。）では、AIを利用したサイト内検索システム「Cogmo Search」や、企業の保有する情報を基に回答を生成するRAG（注２）型生成AI「Cogmo Enterprise 生成AI」等を提供し、Webサイト及び企業内情報の検索・活用に係る課題の解決を支援しております。

当社グループの競争優位性は、これらの自社開発プロダクトを保有していることに加え、Webサイトの企画・構築、システム開発、デザイン、運用保守までを一気通貫で提供できる体制を有していることにあります。

Webサイトの構築及び運用には、複数の専門分野にわたる知識・技術が必要となりますが、当社グループは、企画段階から構築・運用までを一気通貫で担うことにより、顧客が複数の事業者と調整する負担を軽減するとともに、継続的な課題解決を支援しております。また、自社営業部門による顧客との直接的な取引関係を通じて、顧客の課題及び需要を把握し、新たなサービスの開発・提案につなげております。

収益構造の面では、当社グループは、Webサイトの新規構築に伴う受託開発収益に加え、納品後もCMSの利用及びシステムの運用保守・維持管理等に係る月額利用料を受領する事業モデルを構築しております。2026年３月期の当社グループ全体のストック売上高は1,034百万円となっており、連結売上高の約49.6%を占めております。

このように、当社グループは、新規案件の受注による収益と、顧客との継続的な取引関係に基づくストック収益（注３）を組み合わせた事業モデルを有しております。また、Webサイトの納品後も顧客との取引関係を継続することで、新たな課題や需要を把握し、既存システムの機能追加、Webサイトのリニューアル、AI関連サービスその他の周辺サービスの提案につなげております。このような継続的な収益基盤と追加的な取引機会を創出できる事業モデルは、当社グループの中長期的な成長を支える重要な基盤であると考えております。

（注１）CMS

「Contents Management System（コンテンツ・マネジメント・システム）」の略であり、Webサイトのコンテンツを構成するテキストや画像、デザイン・レイアウト情報を一元的に保存・管理するシステムをいいます。CMSを利用することで、HTMLやJavaScript等の専門的なプログラミング知識がなくても、Webサイトの更新・管理が可能となります。

（注２）RAG

「Retrieval-Augmented Generation（検索拡張生成）」の略であり、文書やデータ等から関連する情報を検索・取得し、生成AIが当該情報を参照して回答等を生成する技術をいいます。

（注３）ストック収益

CMS・サーバー等の利用に係る月額利用料や周辺サービスの継続的な利用料等、顧客との継続的な契約に基づき反復して発生する収益をいいます。

イ．既存事業の収益性向上に向けた今後の成長戦略

近年、企業のデジタル技術の活用は、Web サイトによる情報発信や個別業務の効率化にとどまらず、顧客接点の高度化、データの分析・活用、生成 AI による業務改革等へと広がっております。また、企業価値の向上やステークホルダーとの対話の重要性が増す中、IR・広報・採用等の分野においても、Web、紙媒体、映像その他の情報発信手段を横断したコミュニケーション支援への需要が高まっております。

当社グループは、このような事業環境の変化を成長機会と捉え、従来の Web サイト構築を中心とした受託開発事業から、顧客の課題把握、企画・提案、システムの導入、運用及び改善までを継続的に支援する「伴走支援型」の事業モデルへの転換を進めております。

これは、個別案件の受注・納品による収益の獲得に加え、顧客との継続的な取引関係を通じて新たな課題や需要を捉え、プロダクト及び専門サービスの提供機会を拡大することにより、収益の安定性と顧客当たりの収益性を高めることを目指すものです。

具体的には、顧客との継続的な取引関係を活かし、Web サイトの運用保守に加えて、AI サービス、データ分析、IR・ブランディング支援等の提供を拡大するとともに、CMS と周辺サービスとの連携強化を推進しております。

また、販売・制作等における外部パートナーとの連携を通じた顧客基盤の拡充、開発・制作体制の効率化及びサービス提供能力の向上に取り組んでおります。特に、外部パートナーの活用による販路の拡大と制作・開発体制の柔軟化を進めることで、事業規模の拡大に伴う固定費の増加を抑制し、収益性の向上につなげる方針です。

プロダクト面では、主力 CMS の機能拡充に加え、AI 機能やデータ分析機能との連携を進めることにより、Web サイトの構築・管理にとどまらず、情報発信の改善や業務効率化までを継続的に支援できるサービスへの発展を目指しております。また、既存顧客に対する周辺サービスの提案を強化することで、新たな顧客の獲得のみに依存しない収益機会の拡大を図ります。

AI 関連事業については、アイアクト社が展開する「Cogmo」シリーズを中心としてサービスの導入拡大に取り組んでおり、2026 年３月期の AI サービス売上高は 354 百万円となり、前年同期比 42.4%増加いたしました。当社グループは、自社開発プロダクトを基盤とする AI 関連サービスの拡大を、収益性向上に向けた重要な施策の一つと位置付けております。

加えて、社内業務における AI の活用、開発工程の見直し及びグループ内のノウハウ共有等により、生産性の向上と原価管理の徹底を図っております。

当社グループは、このような取り組みを通じて、継続利用型サービスの拡大、高付加価値サービスの提供及び制作・開発に係る原価の適正化を進め、売上高の成長と利益率の改善を両立させることを目指しております。特に、受託開発案件の増加に伴って人員や外注費が増加しやすい収益構造を改善し、自社開発プロダクト及び継続利用型サービスによる収益を拡充することで、事業規模の拡大をより効率的に利益成長につなげてまいります。

当社グループの 2026 年３月期の連結業績は、売上高 2,085 百万円（前年同期比 3.7%増）、営業利益 55 百万円（前年同期比 67.4%減）、経常利益 50 百万円（前年同期比 69.3%減）、親会社株主に帰属する当期純損失 25 百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益 96 百万円）となり、営業利益率は約 2.6%にとどまりました。

当該減益の主な要因は、一部の受注案件における売上計上時期の期ずれに加え、次世代 CMS「LENSAhub」の償却費、人員補強に伴う人件費及びサーバー費用等の増加による先行投資負担、並びに本店オフィスの移転に伴う一時的な費用 48 百万円の発生です。また、親会社株主に帰属する当期純損失の計上については、営業利益の減少に加え、連結子会社である株式会社ブランドデザインののれ

ん及び顧客関連資産等について、当初事業計画に対する進捗の遅れを踏まえて減損損失59百万円を特別損失に計上したことが主な要因です。

これらのうち、本店オフィス移転関連費用は当期に発生した一時的な費用であり、減損損失についても当期に計上した特別損失です。一方、次世代CMSの償却費、人件費及びサーバー費用等は翌期以降も一定の負担が継続するものであり、受託開発案件に係る原価負担や取得先事業の収益性についても、継続的に改善に取り組むべき課題と認識しております。当社グループは、継続利用型サービス及び高付加価値サービスの拡大、社内におけるAI活用、開発・制作体制の効率化等を通じて、収益性の改善を図ってまいります。

また、2027年３月期第２四半期（中間期）の連結業績は、売上高1,303百万円（前年同期比47.3%増)、営業損失80百万円（前年同期は営業損失112百万円)、経常損失84百万円（前年同期は経常損失114百万円)、親会社株主に帰属する中間純損失78百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失137百万円）となりました。

一方、2027年３月期の連結業績予想については、後述する株式会社アクティブリテックの子会社化に伴う業績の取り込み及び取得関連費用・のれん等の償却費等を反映し、2026年８月に売上高3,301百万円、営業利益183百万円、経常利益174百万円、親会社株主に帰属する当期純利益72百万円へと上方修正しております。これにより、営業利益率は約5.5%となる見込みです。

当社グループは、持続的な企業価値の向上を実現するためには、既存事業における収益性の改善を継続するとともに、グループ全体の利益創出力を一段と高めることが重要であると考えております。特に、既存事業の売上高の拡大を利益及びキャッシュ・フローの増加に着実につなげるとともに、新たな収益基盤の獲得を通じて、グループ全体の成長を加速させることが重要であると認識しております。

また、既存事業における成長施策は、技術開発、顧客基盤の拡充、サービスの高度化等を継続的に進めるものであり、その成果が業績に反映されるまでには一定の期間を要する場合があります。特に、新たな技術・サービスの開発や新規事業領域への展開を自社の経営資源のみで進める場合には、専門人材の確保・育成、技術・ノウハウの蓄積及び顧客基盤の構築等に相応の時間と経営資源を要することが想定されます。そのため、既存事業の成長及び収益性向上を着実に進めることに加え、外部の経営資源を活用することで、事業領域の拡張と利益成長を加速させることが重要であると考えております。

M&A及び戦略的提携は、既に一定の技術、サービス、顧客基盤及び収益力を有する企業・事業の取得又は出資等を通じて、自社の経営資源のみでは構築に時間を要する新たな収益基盤の獲得・拡充を図り、グループ全体の利益成長を加速させるための有力な手段となります。さらに、取得先・提携先と既存グループ各社との間で顧客基盤や技術・ノウハウを相互に活用し、サービスの共同提案や新たな事業機会の創出等を進めることで、取得・出資による利益貢献に加え、追加的な利益の創出も期待できます。

したがいまして、当社グループは、既存事業の成長及び収益性向上を継続的に推進するとともに、M&A及び戦略的提携を通じた新たな収益基盤の獲得・拡充及び事業機会の拡大により、既存事業の競争力強化とグループ全体の利益成長の加速を図る方針です。

ウ．持株会社体制への移行とM&A又は戦略的提携による利益成長の加速

当社は、2026年10月１日付で持株会社体制へ移行し、商号を「株式会社インフォネットグループ」に変更いたしました。持株会社体制への移行は、グループ全体の経営戦略及び投資に係る機能と、各事業会社における事業執行機能を明確に分離し、グループとしての成長投資及びM&Aの機動性を高めるとともに、各事業会社の専門性を活かした経営を推進することを目的としております。

これにより、持株会社がグループ全体の成長戦略、経営資源の配分及びM&A等に係る投資判断を担う一方、各事業会社がそれぞれの専門領域における事業運営に注力する体制を整備しております。当社グループは、このような体制の下、既存事業の競争力強化とM&A等による新たな成長機会の獲得を並行して推進してまいります。

当社グループは、これまでもM&A等を通じて事業領域を拡大してまいりました。直近では、2026年７月１日付で、建築 CG・アニメーション、XR（注４）アプリケーション、デジタルツイン（注５）、Web アプリケーション開発等を手掛ける株式会社アクティブリテック（以下、「アクティブリテック社」といいます。）を完全子会社化しております。当該M&Aにより、従来の Web・CMS、AI 及びコーポレートコミュニケーションに関する事業基盤に、新たな技術及びサービス領域が加わりました。
なお、アクティブリテック社の完全子会社化に際しては、2026 年６月に同社株式 150 株（発行済株式総数の 12.5%）を 50,002,470 円の現金対価により取得するとともに、同年７月１日付の株式交換により、残りの1,050株（同87.5%）を取得いたしました。株式交換に際しては、当社普通株式419,685株を新たに発行しており、株式交換契約において採用した当社株式１株当たり 834 円に基づく参考価額は約 350 百万円となります。これらを合計した取得対価は約 400 百万円相当（取得関連費用を除きます。）であり、このうち現金による取得対価約 50 百万円については、手元資金により賄っております。

2026年８月に公表した2027年３月期の連結営業利益予想183百万円は、従来のグループ５社の営業利益予想137百万円に、アクティブリテック社の2026年７月から2027年３月までの営業利益予想92百万円を加え、取得関連費用及びのれん等の償却費等46百万円を控除したものです。

このように、M&Aは、取得対象の既存事業が有する収益力をグループに取り込むことにより、事業規模及び利益基盤の拡大を図る有力な手段となります。一方で、実際の連結業績への貢献は、取得対象の収益力だけでなく、取得関連費用、のれん等の償却費用及び取得後の事業運営の状況等によって左右されるため、投資検討の際には、これらを含めた実質的な利益貢献を重視する必要があります。

今後のM&A及び戦略的提携においても、当社グループの既存事業との親和性を重視しつつ、当社グループが有していない専門技術、独自プロダクト、顧客基盤及び事業領域を取り込むことで、提供できるサービスの幅を広げ、顧客に対する付加価値の向上を図ってまいります。

特に、AI・データ分析、Web・CMS 及びシステム開発・運用、デザイン・ブランディング、XR・デジタルツイン等の領域において、既存事業を補完又は拡張する技術・サービスを有する企業や、独自の顧客基盤及び継続的な収益基盤を有する企業等を対象として検討してまいります。

当社グループがM&Aを重視する目的は、連結売上高やグループ会社数を増加させることにとどまることなく、グループ全体の利益創出力を高めることにあります。

具体的には、第一に、収益力を有する企業・事業の取得を通じて、当該企業・事業が既に有する収益基盤をグループに取り込み、利益の拡大を図ります。
第二に、取得後の企業・事業と既存グループ各社との間で、顧客基盤の相互活用、サービスの共同提案、技術・ノウハウの共有及び事業運営の効率化を進めることにより、取得時点における収益力にとどまらない追加的な利益の創出を目指します。

例えば、当社グループの既存顧客に対して新たに取得した企業のサービスを提案することや、取得先の顧客に対して当社グループの CMS、AI サービス、IR・ブランディング支援等を提供することによ

り、顧客当たりの取引領域の拡大が期待できます。また、独自技術やプロダクトを有する企業との連携により、既存サービスの高度化、新たなサービスの開発及び継続利用型サービスの拡充を図ることも可能になると考えております。

さらに、グループ各社が保有する専門人材、開発・運用体制及び営業・顧客基盤等を相互に活用することにより、新たな案件の獲得や事業運営の効率化を進め、既存の事業基盤のみでは実現が難しかった収益機会を創出するとともに、グループ各社が単独で事業を展開する場合を上回る利益の創出を目指してまいります。

もっとも、M&Aの実行が直ちに企業価値の向上につながるものではなく、取得対価の妥当性、取得対象の将来の収益力、取得後の統合・連携の実現可能性及び投資回収の見通し等を総合的に検討することが重要であると考えております。
したがいまして、投資対象の収益性及び成長性のみならず、取得後の利益貢献、投資回収の可能性並びにグループ全体の資本効率を重視し、事業規模と収益性の両面から企業価値の向上に資するM&A及び戦略的提携を推進してまいります。

具体的な投資判断にあたっては、対象企業・事業の事業計画及び財務状況に加え、将来のキャッシュ・フロー、必要となる追加投資、取得関連費用、のれん等の償却費用、取得後の収益改善余地等を総合的に勘案し、取得対価の妥当性及び投資採算性を慎重に検討してまいります。また、取得後も事業計画の進捗及び利益貢献の状況を継続的に確認し、グループ全体の企業価値向上に着実につなげてまいります。

（注４）XR

「Extended Reality（クロスリアリティ）」の略であり、VR（仮想現実）や AR（拡張現実）等、現実空間と仮想空間を組み合わせた体験を実現する技術の総称をいいます。

（注５）デジタルツイン

現実世界の建物、設備、空間等をデジタル空間上に再現し、可視化や分析、シミュレーション等に活用する技術をいいます。

エ．時価総額100億円に向けた取り組み

東京証券取引所により、グロース市場における上場維持基準が見直され、2030 年３月１日以後最初に到来する事業年度末から、上場後５年を経過した会社に対して、時価総額 100 億円以上の基準が適用されることとなっております。当社においては、2030 年３月期末から当該基準が適用されることとなります。
また、当該基準における時価総額は、原則として事業年度末以前３か月間の株価終値の平均値に、事業年度末の上場株式数を乗じて算定されるため、基準への適合に向けては、一時的な株価上昇ではなく、継続的な市場評価の向上を図ることが重要となります。

本基準の見直しは、グロース市場に上場する企業に対して、上場後の持続的な成長を促し、機関投資家の投資対象となり得る規模への早期の成長を求める趣旨を有するものです。当社グループにおいても、事業規模の拡大にとどまらず、利益成長及び収益性の向上を実現し、資本市場から継続的な評価を得られる企業へと成長していくことが重要であると認識しております。

当社グループは、このような資本市場制度の変化も踏まえ、「時価総額100億円以上の達成」を重要な中長期的経営目標として位置付け、その実現に向けて利益成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

一方、当社グループの 2027 年３月期の連結業績予想は、売上高 3,301 百万円、営業利益 183 百万円、経常利益 174 百万円、親会社株主に帰属する当期純利益 72 百万円であり、時価総額 100 億円以上の実現に向けては、今後、利益規模を一段と拡大するとともに、その成長を持続的なものとしていくことが必要であると認識しております。

時価総額は、発行済株式数及び株価によって決まるものであり、その形成には、現在の利益水準だけでなく、将来の利益成長に対する期待、キャッシュ・フロー創出力、資本効率、事業上の競争力及び成長戦略の実現可能性等に対する投資家の評価が影響します。したがって、単に売上高や事業規模を拡大するのではなく、収益性の高い事業基盤を構築し、利益成長の持続可能性を高めることが重要であると考えております。

当社グループは、時価総額 100 億円以上の実現に向けて、以下の５つの取り組みを一体的に推進してまいります。

① 既存事業において、自社開発プロダクト及び継続利用型サービスの提供拡大、AI 関連事業の成長並びに制作・開発工程の効率化等を通じて、収益性の向上を図ってまいります。特に、顧客との継続的な取引関係を基盤として、月額利用料等の継続収益を拡充するとともに、顧客当たりの取引領域を広げることで、売上高の成長と利益率の改善を目指します。

② M&A及び戦略的提携を通じて、既存事業との親和性を有する企業・事業の収益力を取り込むとともに、グループ各社の技術・サービス及び顧客基盤を組み合わせることによる追加的な利益の創出を図ってまいります。その際には、取得対象の売上高や利益規模だけでなく、取得対価、関連費用及び取得後の投資負担を踏まえた実質的な利益貢献を重視し、企業価値の向上に資する投資を積み重ねてまいります。

③ 資本効率及び１株当たり利益の成長を重視した経営を推進してまいります。M&A等の成長投資に当たっては、投資採算性及び資本効率を重視し、取得対価や投資負担に見合う利益及びキャッシュ・フローの創出を図ることで、中長期的なEPS（１株当たり当期純利益）の成長を目指してまいります。また、当社グループは、売上高成長率、営業利益率及び月額利用料サービスに係る売上高成長率を重要な経営指標と位置付けております。今後は、これらの指標の改善に加え、M&A及び戦略的提携等の成長投資が連結業績、キャッシュ・フロー及び１株当たり利益にどの程度寄与するかを重視し、事業規模の拡大を株主価値の向上につなげてまいります。

④ 当社株式の流動性向上を図ってまいります。株式の流動性は、投資家による投資判断及び売買の円滑性に影響する重要な要素であり、特に機関投資家を含む幅広い投資家の投資対象となるためには、一定の流動性を確保することが重要であると認識しております。その一環として、当社グループは、今回の新株予約権の発行及びその行使により交付される株式の市場流通を通じて、当社株式の流動性向上を図ってまいります。これにより、投資家が当社株式を売買しやすい市場環境の整備を進め、投資家層の拡大と当社グループの企業価値に対する適切な市場評価につなげてまいります。

⑤ 成長戦略の進捗及びその成果について、株主・投資家に対する適切かつ継続的な情報発信を行ってまいります。既存事業の収益性向上、M&A等による事業領域の拡大及び取得後の利益貢献等を具体的に説明することで、当社グループの事業価値及び中長期的な成長可能性に対する理解を深め、投資家が当社グループの企業価値を適切に評価できる環境の整備に努めてまいります。

以上の取り組みを通じて、当社グループは、重要な中長期的経営目標である「時価総額 100 億円以

上の達成」を目指してまいります。その実現に向けて、持続的な利益成長及び資本効率の向上を図るとともに、当社株式の流動性向上や株主・投資家への適切な情報発信等を通じて、当社グループの成長性及び収益力に対する資本市場からの継続的な評価につなげ、中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ってまいります。

オ．当社グループのM&A戦略及び本資金調達における資金使途

以上の成長戦略を推進するにあたり、当社グループは、既存事業の収益性向上に加え、M&A及び戦略的提携を通じた事業領域の拡張と利益基盤の強化を、今後の重要な成長施策として位置付けております。

特に、時価総額 100 億円以上の実現に向けて利益成長を加速させるためには、既存事業の収益性改善を進めるとともに、収益力を有する企業・事業の取得や、既存事業との相乗効果が期待できる戦略的提携等を通じて、グループ全体の利益創出力を高めていくことが重要であると考えております。

当社グループは、事業上の親和性及び成長性に加え、取得対象の収益力、将来のキャッシュ・フロー、取得対価の妥当性、投資採算性及び取得後の利益貢献等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に資する投資機会を検討してまいります。

M&A及び戦略的提携においては、取得又は出資の対象、取引条件及び実施時期が案件ごとに異なるため、適切な投資機会が生じた際に機動的に対応できる財務的な余力を備えておくことが重要であると考えております。また、複数の投資案件を継続的に検討する上では、個別案件の実行によって既存事業の運営資金や財務基盤が制約されることなく、次の投資機会にも対応できる財務余力を維持することが重要となります。

特に、M&Aにおいては、投資対象の選定から取引条件の交渉、必要な調査及び意思決定等を経た後、比較的短期間で取得対価の支払が必要となる場合があります。このような投資機会に機動的に対応するためには、個別案件の具体化を待って資金調達の検討を開始するだけでなく、あらかじめ成長投資に対応できる財務基盤を整えておくことが重要であると考えております。

また、M&A及び戦略的提携に備えて十分な手元資金を確保しておくことは、投資機会を逸することなく迅速に対応できるだけでなく、取引実行の確実性及び買主としての信頼性を高め、相手方との交渉を有利に進める上でも重要であると考えております。

当社グループの 2026 年９月 30 日現在における連結現金及び預金は 569 百万円、有利子負債残高は 521 百万円、自己資本比率は 55.4%となっております。また、2026 年３月期における営業活動によるキャッシュ・フローは 91 百万円のプラス、投資活動によるキャッシュ・フローは 184 百万円のマイナスとなっております。なお、2027 年３月期中間期における営業活動によるキャッシュ・フローは 223 百万円のプラスとなっております。

当社グループは、金融機関からの追加借入についても現時点で特段の支障はないと考えておりますが、既存事業の運営に必要な運転資金に加え、サービス・プロダクトの開発、システム関連投資及び既存借入金の返済等についても継続的な資金需要があることから、保有する現金及び預金の全額をM&A及び戦略的提携に充当することは適切ではないと考えております。なお、当面の運転資金需要は 200 百万円（対象期間：２か月）を見込んでおります。

また、2026 年７月に実施したアクティブリテック社の完全子会社化においては、前述のとおり、取得対価の大部分について当社普通株式を対価とする株式交換を活用し、現金による取得対価を約 50 百万円に抑えております。当該現金対価については、手元資金により賄っております。当該取得後の 2026 年９月 30 日現在における当社グループの連結現金及び預金は 569 百万円となっております。もっとも、今後のM&A及び戦略的提携については、取引条件や相手方との交渉状況等により、取得対価の全部又は相当部分を現金で支払う必要が生じる場合も想定されます。

当社グループは、今後のM&A及び戦略的提携に係る資金需要について、手元資金や金融機関から

の借入等によって対応することも可能であると考えております。一方で、複数の投資案件を継続的に検討・実行していく上では、個別案件への多額の手元資金の充当や借入金の増加によって、既存事業の運営及びその後の投資機会への対応が制約されることを避ける必要があります。

そのため、当社グループは、今後のM&A及び戦略的提携による継続的な成長投資を推進する上では、案件に応じて手元資金や借入金を活用しつつ資本性資金を組み合わせることにより、既存事業の運営に必要な資金を確保するとともに、将来の投資機会に対応できる財務的な柔軟性を維持することが重要であると判断し、本資金調達を実施することといたしました。

当社グループは、既存の財務基盤を維持しつつ、今後のM&A及び戦略的提携に活用できる資金余力を一層拡充することにより、既存事業の運営資金や財務健全性に配慮しながら、成長性及び投資採算性に優れた投資機会を機動的に捉え、グループ全体の利益成長につなげてまいります。

したがいまして、当社グループは、今後のM&A及び戦略的提携に係る成長投資に備え、本資金調達により将来の成長投資に活用できる資金余力の拡充を図る方針です。

本新株予約権による調達資金については、M&A及び戦略的提携に伴う株式又は事業の取得対価その他これらに関連する費用に充当する予定です。具体的な投資対象、選定方針及び資金使途については、後記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりです。

今後、当社グループは、資本コストを上回る投下資本利益率（ROIC）の実現を目指し、成長投資の収益性及び資本効率を重視した経営を推進することにより、持続的な利益成長及びキャッシュ・フロー創出力の拡大を図ってまいります。また、成長戦略の着実な実行による EPS（１株当たり当期純利益）の成長や、本資金調達を通じた当社株式の流動性向上等を目指し、業績・株価の向上及び株主の皆様への還元により一層努めてまいります。

以上のとおり、当社グループは、既存事業の収益性向上に加え、M&A又は戦略的提携を通じた利益基盤の拡充を図るため、今後想定される投資機会に備えて十分な自己資金を確保するとともに、本資金調達によりグループ全体の財務基盤の強化及び株式流動性の向上を図ることを目的として、本新株予約権の発行を決定いたしました。

（２）資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先に対し、下記のとおり本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

① 対象株式数を 210,000 株とし、行使期間を３年間とする、行使価額が 1,200 円に固定されている本第３回新株予約権
② 対象株式数を 210,000 株とし、行使期間を３年間とする、行使価額が 1,500 円に固定されている本第４回新株予約権

本第３回新株予約権及び本第４回新株予約権の行使期間は、いずれも 2026 年 12 月８日から 2029 年 12 月７日までの３年間です。

また、本第３回新株予約権及び本第４回新株予約権の行使価額は、それぞれ 1,200 円及び 1,500 円に固定されており、いずれも市場株価の変動に連動した行使価額の修正は行われません。

本新株予約権の概要は以下のとおりです。

本第３回新株予約権及び本第４回新株予約権は、いずれも固定行使価額型の新株予約権であり、当社株価がそれぞれの行使価額を上回る水準に上昇した局面において、割当予定先による権利行使を通じて段階的に資金を調達する仕組みとなっております。

本第３回新株予約権の行使価額は1,200円（本発行決議日前取引日の終値の約153%）、本第４回新株予約権の行使価額は1,500円（本発行決議日前取引日の終値の約191%）であり、各行使価額は、現状の株価水準よりも高い水準に設定されております。

このように本新株予約権の各行使価額を２段階に分けて設定したのは、当社における今後３年間の目標株価水準を1,200円と1,500円の２段階に分けて定めるとともに、時価総額100億円以上の達成に向けた成長過程において、当社グループの利益成長及び企業価値の向上に伴う将来の株価上昇を見据え、株価上昇局面に応じた段階的な資金調達を実現することを企図したことによるものです。

当社グループの2027年３月期の連結業績予想は、売上高3,301百万円、営業利益183百万円、経常利益174百万円、親会社株主に帰属する当期純利益72百万円であり、2026年３月期の営業利益55百万円からの収益回復を見込んでおります。さらに、2028年３月期以降については、既存事業の収益性改善に加え、AI関連サービス及び継続的な収益基盤の拡大、M&A及び戦略的提携による新たな利益基盤の獲得等を通じて、利益成長を加速させていく方針です。

本第３回新株予約権の行使価額1,200円については、こうした既存事業の収益改善及びM&Aによる利益貢献の拡大を踏まえた当面の目標株価水準として設定し、本第４回新株予約権の行使価額1,500円については、さらなる成長投資の実行及びグループ全体の利益成長を見据えた次の段階の目標株価水準として設定しております。これらの行使価額の検討に当たっては、2027年３月期の業績予想に加え、2028年３月期以降の想定利益及び１株当たり当期純利益（EPS）、PER等の株価評価指標を考慮しております。

なお、当社の2026年９月30日現在の発行済株式総数2,471,228株を基準とした場合、株価1,200円及び1,500円に対応する時価総額は、それぞれ約29.7億円及び約37.1億円となります。また、本第３回新株予約権の全行使による増加株式数を反映した場合、株価1,200円に対応する参考時価総額は約32.2億円、本第３回及び本第４回新株予約権の全行使による増加株式数を反映した場合、株価1,500円に対応する参考時価総額は約43.4億円となります。これらの株価水準は、時価総額100億円以上という中長期的経営目標の達成に向けた成長過程における目標として位置付けており、当社グループは、今後のさらなる利益成長及び企業価値の向上を通じて、当該経営目標の実現を目指してまいります。

上記「（１）募集の目的」に記載のとおり、今後、当社グループは、さらなる事業規模の拡大及び収益力の強化を図るため、M&A又は戦略的提携のための成長投資を積極的に推進してまいります。特に、当社グループは、東京証券取引所グロース市場における新たな上場維持基準への対応も踏まえ、「時価総額100億円以上の達成」を重要な中長期的経営目標として掲げております。かかる目標の実現に向けて、既存事業の収益性向上、M&A及び戦略的提携による新たな収益基盤の獲得・拡充並びに資本効率の向上を一体的に推進し、グループ全体の利益規模を一段と拡大させていく方針です。

当社グループといたしましては、「時価総額100億円以上の達成」に向けて、単なる事業規模の拡大にとどまらず、持続的な利益成長及びキャッシュ・フロー創出力の向上を実現し、当社グループの成長性及び収益力に対する資本市場からの評価を高めていくことが重要であると考えております。本資金調達についても、このような成長戦略の実行に必要な資金基盤を確保し、時価総額100億円以上の達成に向けた利益成長を加速させるための重要な資本政策として位置付けております。

当社グループといたしましては、上記の成長戦略及びM&A戦略を着実に実行し、既存事業の収益性向上に加え、M&A及び戦略的提携による利益基盤の拡充を進めることで、当社グループの業績及び企業価値が向上し、その結果、当社株価についても持続的・段階的な上昇を実現できるものと考えております。

このような当社予測に鑑み、本第３回新株予約権及び本第４回新株予約権の行使価額については、単

一の行使価額とするのではなく、上記当社株価の目標水準に即した２段階の行使価額を設定することといたしました。

また、上記のとおり、本第３回新株予約権及び第４回新株予約権のいずれも、行使価額を現状株価よりも高い水準に設定していることから、足下での希薄化は生じず、当社事業の成長・拡大に伴う株価上昇タイミングを捉えた、段階的かつ効率的な資金調達を実現することが可能となっております。

このように、本スキームにおいては、足下での希薄化を回避しつつ、当社グループの業績向上に伴って企業価値が高まり、その結果当社株価が現在よりも高い水準に達した局面において、段階的に自己資本を増強することが可能な設計となっております。

したがいまして、本資金調達は、既存株主の皆様の株式の希薄化を考慮しましても、時価総額 100 億円以上の達成に向けた成長投資の実行及び中長期的な利益成長を支える資金調達手法として適切であり、当社グループの企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと判断いたしました。

なお、行使価額 1,200 円・1,500 円の設定につきましては、「時価総額 100 億円以上の達成」に向けて、2027 年３月期の当期純利益・想定 EPS、当社内部の経営指標として定める 2028 年３月期以降の当期純利益・想定 EPS、並びに、PER、最低目標株価、最低目標時価総額等を考慮し算出しております。

（３）資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「[本資金調達スキームの特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用いたしました。

本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

[本資金調達スキームの特徴]

＜メリット＞

①　対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される 420,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。そのため、希薄化の規模は予め限定されております。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

②　株価への影響の軽減及び資金調達額の減少のリスクの軽減

本新株予約権は現在株価よりも高い水準で行使価額が固定されており、当社株価が当該行使価額を上回る局面において資金調達を行うことを想定しております。したがいまして、当社株価が当該行使価額を下回る局面においてはそもそも本新株予約権の行使が行われず、株価低迷を招き得る当社普通株式の市場への供給が過剰となる事態が回避されるとともに、資金調達額の減少リスクを防止する設計となっております。

③　株価上昇時における行使促進効果

当社株価が本新株予約権の各行使価額を大きく上回って推移する局面においては、割当予定先が早期にキャピタル・ゲインを実現すべく速やかに行使を行う可能性があり、これにより迅速な資金調達が実現されます。

④　取得条項

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って２週間前までに通知又は公告を行った上で、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本

政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

⑤　行使停止期間

当社は、本新株予約権の行使期間中、随時、合計４回まで、割当予定先に対して本新株予約権の行使の停止を要請する期間（以下、「行使停止期間」といいます。）を定めることができます。当社は、割当予定先に対し、当該期間の初日の５取引日前の日までに行使停止期間を書面で通知することにより、行使停止期間を設定することができます（以下、かかる通知を「行使停止要請通知」といいます。）。１回の行使停止期間は 10 連続取引日以下とし、各行使停止期間の間は少なくとも５取引日空けるものとします。また、当社は、割当予定先に対して別途通知することにより、設定した行使停止期間を短縮することができます。但し、本新株予約権の取得事由が生じた場合には、それ以後取得日までの間は行使停止期間を設定することができず、かつ、かかる通知又は公告の時点で設定されていた行使停止期間は、当該通知又は公告がなされた時点で直ちに終了します。行使停止期間において本新株予約権の行使停止の対象となる新株予約権は、行使停止期間開始日に残存する本新株予約権の全部とします。このように当社が行使停止期間を設定することにより、本新株予約権の行使の数量及び時期を当社が一定程度コントロールすることができるため、資金需要や市場環境等を勘案しつつ、当社の裁量で株価への影響を抑えることが可能となります。また、当社は、割当予定先に対して書面で通知することにより、行使停止要請通知を撤回することができます。当社が割当予定先に対して行使停止要請通知を行った場合又は行使停止要請通知を撤回する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

⑥　譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権引受契約において譲渡制限が付されており、当社の事前の承認なく、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑦　行使コミット

割当予定先は、東京証券取引所における当社普通株式の終値が５取引日連続して 1,440 円を超えた場合、当該５連続取引日の末日以降、40 取引日の期間（以下、「行使コミット期間」といいます。）内に、保有する本第３回新株予約権の全てを行使するものとします。また、割当予定先は、東京証券取引所における当社普通株式の終値が５取引日連続して 1,800 円を超えた場合、当該５連続取引日の末日以降、行使コミット期間内に、保有する本第４回新株予約権の全てを行使するものとします。なお、上記の 1,440 円及び 1,800 円については、それぞれ本第３回新株予約権及び本第４回新株予約権の発行要項第 10 項の規定を準用して調整されるものとします。

以上より、一定の条件を満たした場合、原則として本新株予約権は一定の期間内に全て行使されることとなり、当社は比較的短期間で資金調達を実現することが可能となります。

なお、行使コミット期間の終了日より前に当社による本新株予約権の全部又は一部の取得日が到来した場合又は行使コミット期間中に以下の（ⅰ）～（ⅵ）のいずれかに該当することとなった場合には、割当予定先は以後本項に定める本新株予約権の行使を行う義務を免除されます。

（ⅰ）東京証券取引所における当社普通株式の終値が以下に定める価額を下回っている場合
本第３回新株予約権：1,200 円
本第４回新株予約権：1,500 円
なお、本新株予約権の発行要項第 10 項の規定を準用して調整されるものとする。

（ⅱ）東京証券取引所における当社普通株式の売買出来高が 1,500 株以下になっている場合

（ⅲ）当該取引日における当社普通株式の株価が一度でも当該取引日の属する週の前週の最終取引日の当社普通株式の終値の 90%以下となった場合

（ⅳ）当該取引日において本新株予約権の行使を行うことにより、適用法令又は裁判所、行政官庁、株式会社証券保管振替機構、若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等に違反する可能性が高いと割当予定先が合理的に判断した場合

（ⅴ）災害、戦争、テロ、暴動等の発生又は売買停止措置等の実施により、当該取引日における本

新株予約権の行使又は本新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合

（vi）上記⑤に基づき当社が定めた行使停止期間に含まれる場合（但し、当該行使停止期間に係る行使停止要請通知が撤回された場合、行使停止要請撤回通知に記載された失効日以降の日を除きます。）。

＜デメリット＞

①　本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される 420,000 株で一定であるため最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権の行使がなされた場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じます。

②　当初に満額の資金調達はできないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があって初めて、行使価額に対象株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではなく、当初に満額が調達される資金調達方法と比べると実際に資金を調達するまでに時間が掛かる可能性があります。

③　株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が困難となる可能性

株価が長期的に行使価額を下回って推移した場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、資金調達が困難となる可能性があります。

④　割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑤　不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

⑥　割当予定先の取得請求権

当社は、本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存する場合には、本新株予約権１個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を割当予定先から買い取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求権に基づく当社の支払義務は消滅又は免除されません。したがいまして、当社株価が長期にわたり行使価額を下回る場合等において、行使期間末日までに本新株予約権の行使が完了しなかったときには、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払が必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

⑦　権利不行使

本新株予約権について、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

⑧　優先交渉権

当社は、払込期日から、１）本新株予約権の行使期間の満了日、２）当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、３）当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日のいずれか先に到来する日までの間、割当予定先以外の第三者に対して、株式等を発行又は処分しようとする場合（当社又はその子会社の取締役、監査役又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される場合、及び資本提携又はM&A目的による場合を除きます。）、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認する旨が本新株予約権引受契約において定められる予定です。割当予定先が

かかる引受を希望する場合には、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとします。

[他の資金調達方法との比較]
当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。
１）公募増資
株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に１株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断しました。
２）株主割当増資
株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。
３）第三者割当による新株発行
新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主様の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。また、第三者割当による新株発行により今般の資金調達と同規模の資金を調達しようとした場合、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレート・ガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では適当な割当先が存在しないと判断いたしました。
４）第三者割当による新株予約権付社債の発行
新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあります。しかしながら、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、新株予約権付社債の設計によっては、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることにもなります。
５）行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（MSCB）の発行
株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。
６）新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）
いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。
７）行使価額修正条項付新株予約権（MSワラント）の発行
株価に連動して行使価額が修正される行使価額修正条項付新株予約権（いわゆるMSワラント）による資金調達の場合、一般的には、新株予約権の行使により交付される株式数は固定されているものの、株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が下落した局面においては、株価の下落に連動して行使価額が修正されることにより、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があります。

一方で、かかる行使価額修正条項付新株予約権による資金調達の場合、株価が上昇した局面においては、株価の上昇に連動して行使価額が修正されることにより、資金調達額が増額される可能性がありますが、あくまで当該時点における現状株価を基準として行使価額の修正がなされるスキームであることから、当社の今後３年間の事業計画及び目標株価水準等を基軸とした資金調達を実現することは困難であると考えられます。

したがいまして、現状の当社の財務戦略・資本政策とは異なるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

８）金融機関からの借入や社債による調達

現在のわが国においては、比較的低コストで負債調達が可能であり、金融機関からの借入や社債による資金調達は、運転資金や設備投資等の比較的リスクの低い資金の調達として適しているというメリットがあり、引き続き今後の検討対象となり得ます。もっとも、今回の資金使途であるM&A又は戦略的提携のための成長投資資金については、当社グループの中長期的成長を図ることを前提とした資本性調達をも組み合わせて活用していくことが適しており、また、将来の財務リスクの軽減のため有利子負債の調達余力を十分に残しておく必要があることから、その成長投資資金を全面的に金融機関からの借入等に依存することは適切でないと思料されます。したがいまして、今回の資金調達手法として全面的に負債調達によることは適切でないと判断いたしました。

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。また、本新株予約権は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って２週間前までに通知又は公告を行った上で、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としております。

以上の検討の結果、本新株予約権の発行による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
568,008,000	18,903,028	549,104,972

（注）１．払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（1,008,000 円）に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（567,000,000 円）を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
本第３回新株予約権	798,000 円	252,000,000 円
本第４回新株予約権	210,000 円	315,000,000 円
合計	1,008,000 円	567,000,000 円

２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

３．発行諸費用の概算額の内訳は、ストームハーバー証券株式会社（住所：東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号、代表取締役社長：渡邉佳史。以下、「ストームハーバー証券」といいます。）への財務アドバイザリーフィー及び株式会社プルータス・コンサルティングへの新株予約権公正価値算定費用（15,425 千円）、調査費用及び登録免許税（2,578 千円）、有価証券届出書作成費用（900 千円）です。

４．本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

（２）調達する資金の具体的な使途

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
Ⅰ　本第３回新株予約権 M&Ａ又は戦略的提携のための成長投資資金	243	2026 年 12 月から 2029 年 12 月
Ⅱ　本第４回新株予約権 M&Ａ又は戦略的提携のための成長投資資金	306	2026 年 12 月から 2029 年 12 月
合計	549	

（注）１．本新株予約権の権利行使期間中に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合及び行使価額が調整された場合には、上記金額は減少する可能性があります。

２．当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

上記「２．募集の目的及び理由　（１）募集の目的」に記載のとおり、当社グループは、既存事業の収益性向上に加え、M&Ａ及び戦略的提携を通じて新たな技術、サービス、顧客基盤及び収益力を獲得し、グループ全体の利益創出力を高めることを中長期的な成長戦略の柱としております。

本資金調達により調達する資金については、M&Ａ及び戦略的提携に伴う株式又は事業の取得対価その他これらに関連する費用に充当する予定です。

具体的な投資対象及び投資方針は、以下のとおりです。

①　M&Ａ及び戦略的提携の対象領域

当社グループは、自社開発 CMS を中心とした Web サイト構築・運用保守、AI 関連サービス、IR・コーポレートコミュニケーション支援等を基盤として事業を展開してまいりました。さらに、2026 年７月の株式会社アクティブリテックの完全子会社化により、XR、3DCG 及びデジタルツイン等の事業領域を加えております。

今後のM&Ａ及び戦略的提携については、このような既存事業との親和性及び相互補完性を重視し、特に以下の領域を対象として検討してまいります。

（ⅰ）AI・データ分析及び SaaS 関連領域

生成 AI、AI 検索、データ分析、業務自動化及び SaaS 等に関する独自技術、プロダクト又は顧客基盤を有する企業・事業を対象とします。

当社グループは、アイアクト社を中心として、AI 検索サービス「Cogmo Search」及び RAG 型生成 AI サービス「Cogmo Enterprise 生成 AI」等を展開しております。

当該領域におけるM&Ａ及び戦略的提携により、AI 関連プロダクトの機能拡充、対応できる業務領域の拡大及び新たな顧客層の獲得を図るとともに、既存の CMS 等との連携によるサービスの高付加価値化を目指します。

また、月額利用料等に基づく継続利用型サービスを有する企業・事業を取り込むことにより、単発の受託開発案件への依存を抑え、中長期的な収益の安定性及び利益創出力の向上につなげてまいります。

（ⅱ）Web・CMS、システム開発及びクラウド・運用関連領域

Web サイトの構築・運用、CMS、業務システムの開発、クラウドサービス、システム保守・運用等に関する技術又は顧客基盤を有する企業・事業を対象とします。

当社グループは、自社開発 CMS を基盤として、Web サイトの構築から運用保守までを一気通貫で提供する体制を有しております。一方、顧客のデジタル活用の高度化に伴い、Web サイト単体の構築・運用にとどまらず、社内外のシステムとの連携、データ活用及びセキュリティ対応等、求められるサービスは多様化しております。

当該領域におけるM&A及び戦略的提携により、開発・運用に係る専門性及びサービス提供能力を拡充するとともに、既存顧客への提案領域の拡大や新規顧客の獲得を図ります。

さらに、取得先の技術・ノウハウを既存プロダクトの高度化に活用することや、継続的なシステム運用・保守契約を有する事業を取り込むことにより、事業基盤の拡充と安定的な収益の積み上げを目指します。

（iii）IR・コーポレートコミュニケーション、ブランディング及びデザイン関連領域

IR支援、企業広報、採用・人材関連コミュニケーション、ブランディング、コンテンツ制作、UI/UXデザイン等の領域において、専門性又は顧客基盤を有する企業・事業を対象とします。

企業による情報発信は、Webサイトのみならず、統合報告書、決算説明資料、映像、SNSその他の媒体を通じた総合的なコミュニケーションへと広がっております。

当社グループは、Web・CMSに関する技術力と、IR・ブランディング等に関する専門性を組み合わせることで、顧客の情報発信に係る課題を幅広く支援する体制の構築を進めております。

当該領域におけるM&A及び戦略的提携により、企画・コンサルティングから制作・運用までのサービス領域を拡充し、顧客との取引関係の深化及び継続的なサービス提供機会の増加を図ります。また、取得先の顧客に対する当社グループのWeb・CMS及びAIサービスの提案等を通じて、グループ各社間の相互送客及び顧客当たりの取引領域の拡大を目指します。

（iv）XR・3DCG、デジタルツイン及びデジタルコンテンツ関連領域

XR、3DCG、デジタルツイン、映像制作、デジタルコンテンツ及びこれらに関連するシステム開発等において、独自の技術又は顧客基盤を有する企業・事業を対象とします。

当社グループは、2026年７月に株式会社アクティブリテックを完全子会社化し、建築CG、XRアプリケーション、デジタルツイン及びWebアプリケーション開発等の領域へと事業を拡大しました。

今後は、同社を含むグループ各社の技術及び顧客基盤を相互に活用し、Web・AI技術と3DCG・XR関連技術を組み合わせたサービスの開発・提供等を通じて、新たな事業機会の創出を図ってまいります。

当該領域におけるM&A及び戦略的提携についても、既存事業との技術的・事業的な親和性を重視し、グループとして提供できるサービスの高度化及び新たな顧客市場への展開につながる案件を検討してまいります。

② 投資対象の選定方針

当社グループは、M&A及び戦略的提携を通じた事業規模の拡大に加え、営業利益及びキャッシュ・フローの創出力を高め、１株当たり利益の中長期的な成長につなげることを重視しております。

したがいまして、投資対象の選定に当たっては、既存事業との親和性、技術・サービスの競争力、顧客基盤及び市場の成長性に加え、以下の観点から総合的に検討する方針です。

（ア）対象企業・事業自体の収益力及び成長可能性

既存の売上高や営業利益の規模のみならず、収益の継続性、顧客との取引関係、利益率、キャッシュ・フローの創出状況及び今後の成長余地等を確認し、中長期的にグループの利益基盤の強化に寄与する事業であるかどうかを評価いたします。

特に、継続的な利用料収入や保守・運用収入等を有する事業については、契約の継続状況及び収益の安定性を確認するとともに、顧客基盤の拡大に応じた利益成長の可能性を検討いたします。

（イ）既存事業との相互補完性及び取得後の付加価値創出の可能性

対象企業・事業が有する技術、サービス、顧客基盤及び人材等を、当社グループの既存の経営資源とどのように組み合わせることができるかを検討いたします。

具体的には、グループ各社間でのサービスの共同提案、顧客基盤の相互活用、新たなプロダクト・サービスの開発、開発・運用体制の効率化等を通じて、取得対象の既存の収益力に加え、追加的な利益を創出できる可能性を評価いたします。

（ウ）投資採算性及び財務健全性への影響

取得対価又は出資額の妥当性について、対象企業・事業の収益力、将来のキャッシュ・フロー、成長投資の必要額及び事業上のリスク等を踏まえて検討いたします。

また、取得関連費用、のれん等の償却費用、追加投資の必要性及び資金調達に伴う負担等を含め、取得後の連結業績及び財務状況への影響を評価するとともに、投資回収の可能性を確認したうえで、グループ全体の企業価値向上に資する投資を選定してまいります。

③　M&A実行後の利益成長に向けた取り組み

当社グループは、M&A及び戦略的提携の実行においては、取得した企業・事業の収益力を維持・向上させるとともに、グループ各社との連携によって追加的な利益を創出することが重要であると考えております。

そのため、M&A実行後においては、取得先の事業特性及び経営上の独自性を尊重しつつ、グループ全体の経営資源を活用した成長施策を推進してまいります。

具体的には、当社グループの既存顧客に対する取得先サービスの提案、取得先顧客に対するCMS・AI・IR関連サービス等の提供、共同営業による新規案件の獲得、技術・ノウハウの共有による既存プロダクトの高度化等を検討してまいります。

また、グループ各社の専門人材や開発・運用体制の相互活用、業務プロセスの効率化等を通じて、提供サービスの付加価値向上と収益性の改善を図ります。

これらの施策を通じて、取得対象の既存事業から生じる利益に加え、グループ内の事業連携による売上高及び利益の拡大を目指します。

なお、取得後の利益貢献及び事業上の相乗効果については、個別案件の内容や統合・連携の進捗状況等により異なるため、取得時点で見込まれる収益及び取得後の成長施策の実現可能性を慎重に検討し、投資採算性を継続的に確認してまいります。

④　資金の充当方法及び支出予定時期

本新株予約権による調達資金合計549百万円については、今後実施するM&A又は戦略的提携に係る株式取得、事業譲受、出資等の対価及びこれらの取引に直接関連する費用に充当する予定です。

本新株予約権による調達資金の支出予定時期は、2026年12月から2029年12月を予定しており、当該期間において、１案件当たりの投資金額約１～５億円、合計投資金額約16～22億円、５～６件程度のM&A又は戦略的提携を実施する計画です。

上記投資計画の設定に当たっては、当社が直近に提案を受け、又は検討・交渉を進めている３件の候補案件について、2028年３月期に取得するものと仮定し、取得対価及び関連費用の支出額を試算したところ、概算投資額は合計約７億円となっております。直近の候補案件は比較的コンパクトな規模の案件も含まれておりますが、今後は事業成長の加速に向けて、従来の水準よりも投資規模の大きい案件（１案件当たり約３～５億円）を積極的に検討対象とする方針です。このような現行の候補案件数や投資規模をベースとしつつ、今後の投資規模拡大の方針を踏まえ、今後３年間のM&A又は戦略的提携に係る投資計画として、上記の投資金額及び案件数を設定しております。

当社は、日常的に多数の案件情報を入手し、多様な業種・業態に関する複数の案件につき検討又は交渉を順次進めております。今後も、M&A又は戦略的提携における投資機会を数多く想定

しており、当社グループの持続的成長にとって有益な案件が出てきた場合には、その投資機会を逸することのないよう、かつ相手方との交渉を有利に進める観点からも、十分な自己資金を確保しておくことが必要であると考えております。

なお、本日現在、M&Ａ又は戦略的提携の複数の具体的な候補案件について検討又は交渉を進めておりますが、いずれも実行の可否や取引条件等は未確定であり、取得対象となる事業及びその財産の具体的な内容・規模についても未確定です。今後、上記①記載の対象領域及び上記②記載の投資対象の選定方針に基づき、個別案件の検討・交渉を引き続き進めてまいります。

以上より、本新株予約権による調達資金合計 549 百万円は、当社グループにおけるさらなる事業拡大、収益力強化及び財務基盤の強化を目的として、M&Ａ又は戦略的提携のための成長投資資金に充当し、企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

なお、M&Ａ又は戦略的提携案件が成立・確定した場合には、法令等に従い適時適切に開示いたします。他方で、仮に支出予定期間内に具体的な案件についてM&Ａ又は戦略的提携の実行に至らなかった場合においても、引き続きM&Ａ又は戦略的提携の検討を継続する予定であり、現時点では資金使途の変更は予定しておりません。資金使途の変更を行う場合には速やかに開示いたします。

また、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また株価が行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、本新株予約権の行使価額は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合においても、原則として、上記M&Ａ又は戦略的提携のための成長投資を実施していく方針に変更はなく、当該資金使途につき資金が不足する分に関しては、手元資金又は金融機関からの借入金を充当する予定であり、状況に応じて、調達コストを勘案しつつ新たな増資等も含めた追加の資金調達方法を検討することにより不足分を補完する予定です。

４．資金使途の合理性に関する考え方

今回の資金調達が予定どおり実現されれば、上記「２．募集の目的及び理由　（１）募集の目的」、「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載した取組みに必要な資金を獲得できると考えております。この資金を有効に活用することによって、当社の成長戦略を実行し企業価値の向上を実現することは、既存株主の利益にもつながるため、当該資金の使途は一定の合理性を有していると判断しております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（所在地：東京都千代田区霞が関三丁目２番５号、代表取締役：野口真人）に算定を依頼しました。当社は、財務アドバイザーであるストームハーバー証券株式会社より、当該算定機関の紹介を受けたところ、当該算定機関が新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められること、当社との間に資本関係・人的関係等はなく、また、当該算定機関は当社の会計監査を行っている者でもないため当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること等に鑑み、当該算定機関を本新株予約権の第三者算定機関として選定いたしました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求

めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権引受契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法）を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法）は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ（金額と時期）の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な公正価値を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の権利行使価額（本第３回新株予約権 1,200 円、本第４回新株予約権 1,500 円）及びその他の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ算定基準日である 2026 年 11 月 19 日における当社普通株式の株価終値 786 円／株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）36.52%（過去３年間の週次株価を利用）、満期までの期間３年、配当利率０%、無リスク利子率 1.999%、当社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果として、本第３回新株予約権の１個当たりの払込金額は 380 円、本第４回新株予約権の１個当たりの払込金額は 100 円となりました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

さらに、当社監査役３名全員（いずれも会社法上の社外監査役）から、会社法上の職責に基づいて以下の各点を確認し審議を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の見解を得ております。

（ⅰ）本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識及び経験が必要であると考えられ、第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングがかかる専門知識及び経験を有すると認められること

（ⅱ）当社と株式会社プルータス・コンサルティングとの間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないことから、当社の継続的な契約関係は存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること

（ⅲ）当社取締役がそのような株式会社プルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること

（ⅳ）本新株予約権の価値評価に当たっては、株式会社プルータス・コンサルティングが本新株予約権の発行要項に基づいて本新株予約権の価値評価を行い、評価報告書を提出していること

（ⅴ）本新株予約権の発行に係る取締役会決議に際して、株式会社プルータス・コンサルティング作成に係る評価報告書を参考にしつつ、当社取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること

（ⅵ）本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社の財務アドバイザーであるストームハーバー証券株式会社から当社取締役に対して具体的な説明が行われており、かかる説明を踏まえた上で当社取締役が金融商品取引法その他の法令に基づき本新株予約権の発行のための諸手続きを行っていること

（ⅶ）本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、株式会社プルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること

(viii) 上記(vii)により株式会社プルータス・コンサルティングの算定結果は合理的な公正価格であると認められるところ、割当予定先との協議も経た上で、本新株予約権の払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されていること

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は、本第３回新株予約権 210,000 株及び本第４回新株予約権 210,000 株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 420,000 株（議決権数 4,200 個）であります。2026 年９月 30 日現在の当社発行済株式総数 2,471,228 株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数 24,380 個）を分母とする希薄化率は 17.00%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は 17.23%。小数第３位四捨五入）の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、前述のとおり今回の資金調達における資金使途は、M&A又は戦略的提携のための成長投資資金であり、今回の新株予約権の募集による資金調達を成功させ、上記資金使途に充当することで、当社のさらなる企業価値向上を図ることが可能となります。したがいまして、当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数 420,000 株に対し、2026 年 11 月 19 日から起算した当社株式の過去６か月間における１日あたりの平均売買出来高は 2,498 株、過去３か月間における１日あたりの平均売買出来高は 2,461 株、過去１か月間における１日あたりの平均売買出来高は 2,474 株となっております。したがいまして、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である３年間（年間取引日数：246 日／年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、１日あたりの売却数量は 569 株であり、上記過去６か月間における１日あたりの平均売買出来高の 22.8%にとどまることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって十分に吸収可能であると判断しております。

６．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

【LCAO】

①	名称	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	
②	所在地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
③	設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④	組成目的	投資	
⑤	組成日	2013 年３月 11 日	
⑥	出資の総額	約 668 百万米ドル（2025 年 12 月 31 日時点）	
⑦	出資者・出資比率・出資者の概要	Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100%	
⑧	業務執行組合員の概要	名称	Long Corridor Asset Management Limited
		所在地	Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
		代表者の役職・氏名	ディレクター：James Xinjun Tu
		事業内容	投資運用業

	資本金	8,427,100香港ドル（約171百万円）（注１）
⑨ 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません
	所在地	該当事項はありません
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません
	事業内容	該当事項はありません
	資本金	該当事項はありません
⑩ 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません

【MAP246】

① 名称	MAP246 Segregated Portfolio	
② 所在地	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands	
③ 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）	
④ 組成目的	投資	
⑤ 組成日	2019年8月11日	
⑥ 出資の総額	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。（注２）	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。（注２）	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	Long Corridor Asset Management Limited
	所在地	Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Xinjun Tu
	事業内容	投資運用業
	資本金	8,427,100香港ドル（約171百万円）（注１）
⑨ 国内代理人の概要	名称	該当事項はありません
	所在地	該当事項はありません
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません
	事業内容	該当事項はありません
	資本金	該当事項はありません
⑩ 当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません

【BEMAP】

①	名称	BEMAP Master Fund Ltd.	
②	所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
③	設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④	組成目的	投資	
⑤	組成日	2017年1月25日	
⑥	出資の総額	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。（注2）	
⑦	出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。（注2）	
⑧	業務執行組合員の概要	名称	Long Corridor Asset Management Limited
		所在地	Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
		代表者の役職・氏名	ディレクター：James Xinjun Tu
		事業内容	投資運用業
		資本金	8,427,100香港ドル（約171百万円）（注1）
⑨	国内代理人の概要	名称	該当事項はありません
		所在地	該当事項はありません
		代表者の役職・氏名	該当事項はありません
		事業内容	該当事項はありません
		資本金	該当事項はありません
⑩	当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません
		当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません
		当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません

（注）１．円換算額は、便宜上、2026年11月19日現在の株式会社三菱UFJ銀行公示の外国為替相場の仲値（1香港ドル＝20.33円）により換算しております。

２．割当予定先であるMAP246及びBEMAPの出資額、主たる出資者及び出資比率については、当社がストームハーバー証券を通じて、LCAO、MAP246及びBEMAPと一任契約を締結し、その運用を行っている、香港に所在する機関投資家である Long Corridor Asset Management Limited（香港 SFC 登録番号：BMW115）（以下、「LCAM」といいます。）の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表である西健一郎氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由につきましては、MAP246及びBEMAPとLCAMとの間で締結した秘密保持契約に基づき守秘義務を負っているためと聞いております。

（２）割当予定先を選定した理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図るため、既存事業の収益性向上に加え、M&A及び戦略的提携を通じた事業領域の拡張と利益基盤の強化に取り組んでおります。また、2026年10月1日付で持株会社体制へ移行し、グループ全体の経営資源の最適配分及び成長投資の

推進体制を強化するとともに、「時価総額100億円以上の達成」を重要な中長期的経営目標として位置付けております。このような成長戦略の実行に向けて、当社は、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。

そのような中で、2026年４月中旬頃、取引金融機関よりストームハーバー証券株式会社（所在地：東京都港区赤坂一丁目12番32号、代表取締役社長：渡邉佳史。以下、「ストームハーバー証券」といいます。）の紹介を受け、当社の成長戦略及び資本政策に関する情報提供・助言を受けるとともに、資金調達スキームの提案を受け、検討を進めておりました。

ストームハーバー証券は、2009年に設立されたグローバルな金融市場に精通した独立系投資銀行であり、国内又は海外の機関投資家引受によるエクイティファイナンスやM&Ａ・資本業務提携等、顧客企業の財務戦略・資本政策に関するアドバイザリー業務を幅広く展開しております。ストームハーバー証券は、顧客企業の財務アドバイザーとして、資金調達スキームを立案・構築した上で、そのグローバルなネットワークを活用して複数の国内又は海外の機関投資家の中から顧客企業の資金調達戦略に適すると考えられる割当先を選定し、本資金調達を含む財務戦略・資本政策全般に関する助言等を行う役割・機能を担っております。

当社は、ストームハーバー証券が国内上場企業の財務・投資戦略及び資本政策等に関する財務アドバイザーとして多数の実績を有すること、割当予定先の紹介に加えて、本資金調達の実務面のプロセス等についても多岐にわたり助言・支援を受けられること、本資金調達以外の面においても今後のM&Ａを含む財務・投資戦略及び資本政策全般に関して継続的に助言・支援を受けられること等を総合的に勘案し、2026年10月下旬頃、ストームハーバー証券を本資金調達に関する財務アドバイザーとして起用いたしました。

その後、当社は、2026年10月下旬頃、ストームハーバー証券より割当予定先の紹介を受け、ストームハーバー証券を通じてLCAMより、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO、MAP246及びBEMAPに対する第三者割当による本新株予約権発行の提案を受けました。なお、ストームハーバー証券は、これまでも、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO、MAP246及びBEMAPを割当先とするエクイティファイナンスの案件を手掛けた実績があります。

LCAMは、香港本拠のマルチストラテジーファンドであり、その運用資金の主体は世界的大手機関投資家を含む機関投資家からのものであること、本拠地の香港に加え、東京に拠点を持ち、アジアの主要マーケットをカバーした投資プラットフォームを有しており、株式等を中心に様々なアセットクラスに投資し、事業会社に対するファンダメンタルズ分析に基づき投資を検討していること、投資形態は柔軟であり、経営には一切関与しない友好的な純投資家であること、LCAO、MAP246及びBEMAPは、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマンに所在する免税有限責任資産運用会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）及び分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）であることについて、ストームハーバー証券からの報告及びLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤治氏との面談等を通じて確認しております。

当社は、ストームハーバー証券及びLCAMから提案を受けた資金調達スキームについて検討を進めた結果、当該資金調達スキームは、当社株価が現状株価よりも高い水準（1,200円・1,500円）に達した局面において段階的に自己資本を増強することが可能な資金調達スキームであったことから、当社株式の中長期的な価値向上を見据えながら、株価水準に応じて段階的に資本性資金を調達することが可能であり、既存の財務基盤を維持しつつ、今後のM&Ａ及び戦略的提携に向けた成長投資資金を確保するという当社の方針に適合するものと判断いたしました。また、本資金調達を通じて当社株式の流動性向上を図ることができる点についても、当社の資本政策に資するものと判断いたしました。

当社は、以上の内容に基づき、本第三者割当について検討を進めた結果、本提案が当社の資金調達ニーズを満たすものであること、当社株式の流動性向上及び今後の成長投資を通じた企業価値の向上に資するものであること、LCAMのこれまでの国内での活動及び実績や保有方針等を総合的に勘案し、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO、MAP246及びBEMAPを本新株予約権の割当予定先とすることが適切であると判断いたしました。

（３）割当予定先の保有方針

割当予定先である LCAO、MAP246 及び BEMAP との間で、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資であり短期保有目的である旨、割当予定先の資産運用を一任されている LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本共同代表者伊藤氏から口頭で確認しております。当社と割当予定先の資産運用を一任されている LCAM との協議において、本新株予約権の行使により取得する当社株式については、割当予定先が適宜市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に適宜売却する方針である旨を口頭で確認しております。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本新株予約権引受契約を締結する予定です。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先のうち LCAO について、2025 年 12 月期の Ernst&Young による監査済み財務書類及び LCAO の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの 2026 年９月１日から同月２日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、LCAO より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、当該財務書類により、投資有価証券、ブローカー預け金その他の運用関連資産及び運用取引に伴うキャッシュフローが確認できることから、LCAO がファンドとして実態のある資金運用を行っていることを確認しております。また、LCAO の財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及び LCAO が現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降 LCAO の保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されている LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本共同代表者伊藤氏からのヒアリングにより確認いたしました。

同様に、当社は、割当予定先のうち MAP246 について、2025 年 12 月期の Grant Thornton による監査済み財務書類及び MAP246 の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの 2026 年９月１日から同月２日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、MAP246 より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、当該財務書類により、投資有価証券、ブローカー預け金その他の運用関連資産及び運用取引に伴うキャッシュフローが確認できることから、MAP246 がファンドとして実態のある資金運用を行っていることを確認しております。また、MAP246 の財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及び MAP246 が現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降 MAP246 の保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されている LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本共同代表者伊藤氏からのヒアリングにより確認いたしました。

同様に、当社は、割当予定先のうち BEMAP について、2025 年 12 月期の Deloitte & Touche による監査報告書及び BEMAP の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの 2026 年８月 31 日及び同年９月２日現在における残高証明書を確認するとともに、BEMAP より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、当該監査報告書の監査意見の記載により、BEMAP の連結財務諸表が監査対象とされ、当該監査対象に投資明細、キャッシュフロー計算書等が含まれていることを確認するとともに、上記残高証明書により、BEMAP が当該時点においてプライム・ブローカー口座に保有財産を有していることを確認し、BEMAP がファンドとして実態のある資金運用を行っていることを確認しております。また、上記残高証明書により BEMAP が現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降 BEMAP の保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されている LCAM の Investment Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本共同代表者伊藤氏からのヒアリングにより確認いたしました。

したがって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

（５）株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

（６）割当予定先の実態等

当社は、①割当予定先及び LCAM、②割当予定先の出資者及びディレクター、並びに③LCAM の出資者及びディレクター（以下、「割当予定先関係者」と総称します。）が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー＆リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目 16 番６号、代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼しました。割当予定先である MAP246 については、英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）である LMA SPC の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）であることから、調査対象を LMA SPC（所在地：190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands、代表者：Jon Scott Perkins (Director)、Robert Swan (Director)）としております。なお、LCAM は、割当予定先が保有する株券について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有しております。

当該調査の結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先及び割当予定先の主な出資者並びに業務執行組合員が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

７．第三者割当前後の大株主及び持株比率

割当前（2026 年９月 30 日現在）	
株式会社フォーカスキャピタル	36.35%
株式会社パスファインダー	14.13%
前田　拓海	3.60%
佐野　史和	2.46%
株式会社３７６	1.57%
インフォネット従業員持株会	0.83%
槇田　重夫	0.82%
大岩　鉱三	0.78%
若尾　卓郎	0.73%
深澤　祥宏	0.66%

（注）１．割当前の持株比率は、2026 年９月 30 日現在の株主名簿上の株式数を基準として、自己株式を除く発行済株式総数に対する所有株式数の割合を算出したものであり、小数点第３位を四捨五入して算出しております。

２．割当予定先による長期保有は見込んでおりませんので、割当後の状況は記載しておりません。

８．今後の見通し

本第三者割当は、当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与するとともに、今回の調達資金を上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」記載の使途に充当することにより、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点で当期の業績に与える影響はありません。なお、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

９．企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が 25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、新株予

約権が全て行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）

	2024 年３月期	2025 年３月期	2026 年３月期
売上高	1,767,655 千円	2,010,575 千円	2,085,024 千円
営業利益	188,844 千円	168,888 千円	55,010 千円
経常利益	168,215 千円	164,904 千円	50,609 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	99,585 千円	96,293 千円	△25,952 千円
１株当たり当期純利益	48.94 円	47.21 円	△12.79 円
１株当たり配当金	－	－	－
１株当たり純資産	509.77 円	557.03 円	537.70 円

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026 年 11 月 20 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,471,228 株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	49,350 株	2.00%
下限値の行使価額における潜在株式数	－	－
上限値の行使価額における潜在株式数	－	－

（注）上記潜在株式数は、ストックオプションに係る潜在株式数であり、当社が保有する自己新株予約権 200 個（その目的となる株式数 700 株）を含んでおります。

（３）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	2024 年３月期	2025 年３月期	2026 年３月期
始値	1,431 円	1,218 円	802 円
高値	2,870 円	1,335 円	1,170 円
安値	875 円	719 円	625 円
終値	1,227 円	804 円	872 円

② 最近６か月間の状況

	2026 年 6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
始値	848 円	897 円	927 円	967 円	936 円	870 円
高値	899 円	936 円	1,050 円	998 円	946 円	874 円
安値	779 円	863 円	912 円	930 円	850 円	786 円
終値	869 円	936 円	952 円	934 円	855 円	786 円

（注）2026 年 11 月の株価については、2026 年 11 月 19 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026 年 11 月 19 日現在
始値	810 円
高値	825 円
安値	786 円

終　　値	786円

（4）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による自己株式の処分

処　分　期　日	2025年10月20日
処　分　株　式　数	当社普通株式13,637株
処　分　価　額	１株当たり1,100円
処分価額の総額	15,000,700円
割　当　先	株式会社オッズファクトリー
処　分　の　目　的	株式会社オッズファクトリーからの事業譲受に係る対価
処分時における発行済株式総数	2,047,343株
調　達　資　金　の　額	該当事項はありません。
資金使途及び支出予定時期	該当事項はありません。
現時点における資金の充当状況	該当事項はありません。

（注）本自己株式処分は、株式会社オッズファクトリーからの事業譲受の対価として実施したものであり、資金調達を伴うものではありません。

11．発行要項

別紙記載のとおり

別紙１

株式会社インフォネットグループ
第３回新株予約権発行要項

１．本新株予約権の名称

株式会社インフォネットグループ第３回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

２．本新株予約権の払込金額の総額

金 798,000 円

３．申　込　期　日

2026 年 12 月７日

４．割当日及び払込期日

2026 年 12 月７日

５．募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	1,365 個
MAP246 Segregated Portfolio	210 個
BEMAP Master Fund Ltd.	525 個

６．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

（１） 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 210,000 株とする（本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。）。但し、本項第(２)号乃至第(５)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

（２） 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

（３） 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第９項第(２)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

（４） 本項に基づく調整において調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(２)号及び第(５)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（５） 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(２)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通

知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7．本新株予約権の総数

2,100 個

8．各本新株予約権の払込金額

本新株予約権１個当たり金 380 円（本新株予約権の目的である株式１株当たり　金 3.80 円）

9．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

（1）　各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

（2）　本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 1,200 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10．行使価額の調整

（1）　当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

（2）　行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①　本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②　株式の分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当のための基準日（無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

③　本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合（但し、当社の取締役、監査役及び使用人を対象とするストック・オプションを発行する場合及び 2026 年 11 月 20 日の当社取締役会決議に基づく株式会社インフォネットグループ第４回新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得さ

れ又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

④　当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤　本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}\right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（３）　行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

（４）①　行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

②　行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第（２）号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③　行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第（２）号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

（５）　上記第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

①　株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②　その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価

額の調整を必要とするとき。

③　行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（6）　行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年12月8日から2029年12月7日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

①　振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日

②　第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は１か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の１か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条第２項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第 273 条第２項及び第 274 条第３項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の２週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

14. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

（1）　新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１個未満の端数は切り捨てる。

（2）　新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

（3）　新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１株未満の端数は切り上げる。

（４） 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 0.1 円未満の端数は切り上げる。

（５） 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第 11 項乃至第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

（１） 本新株予約権を行使する場合、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

（２） 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

（３） 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

（４） 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権１個の払込金額を金 380 円とした。

20. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行　京橋支店

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町７番１号

24. その他

（１） 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。

（２） 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

（３） 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以　上

別紙２

株式会社インフォネットグループ
第４回新株予約権発行要項

１．本新株予約権の名称

株式会社インフォネットグループ第４回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

２．本新株予約権の払込金額の総額

金210,000円

３．申　込　期　日

2026年12月７日

４．割当日及び払込期日

2026年12月７日

５．募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	1,365個
MAP246 Segregated Portfolio	210個
BEMAP Master Fund Ltd.	525個

６．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

（１） 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 210,000 株とする（本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。）。但し、本項第(２)号乃至第(５)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

（２） 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

（３） 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第９項第(２)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

（４） 本項に基づく調整において調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(２)号及び第(５)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（５） 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 10 項第(２)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通

知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7．本新株予約権の総数

2,100 個

8．各本新株予約権の払込金額

本新株予約権１個当たり金 100 円（本新株予約権の目的である株式１株当たり　金 1.00 円）

9．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

（1）　各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

（2）　本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 1,500 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10．行使価額の調整

（1）　当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

（2）　行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①　本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②　株式の分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当のための基準日（無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする。）の翌日以降これを適用する。

③　本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合（但し、当社の取締役、監査役及び使用人を対象とするストック・オプションを発行する場合及び 2026 年 11 月 20 日の当社取締役会決議に基づく株式会社インフォネットグループ第３回新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得さ

れ又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

④　当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤　本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c}\text{調整前}\\ \text{行使価額}\end{array} - \begin{array}{c}\text{調整後}\\ \text{行使価額}\end{array}\right) \times \begin{array}{c}\text{調整前行使価額により}\\ \text{当該期間内に交付された株式数}\end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（３）　行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

（４）①　行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

②　行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第（２）号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③　行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第（２）号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

（５）　上記第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

①　株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②　その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価

額の調整を必要とするとき。

③　行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（6）　行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年12月8日から2029年12月7日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

①　振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日

②　第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は１か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の１か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条第２項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第 273 条第２項及び第 274 条第３項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の２週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

14. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

（1）　新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１個未満の端数は切り捨てる。

（2）　新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

（3）　新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１株未満の端数は切り上げる。

（４） 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 0.1 円未満の端数は切り上げる。

（５） 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第 11 項乃至第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

（１） 本新株予約権を行使する場合、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

（２） 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

（３） 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

（４） 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権１個の払込金額を金 100 円とした。

20. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行　京橋支店

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町７番１号

24. その他

（１） 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。

（２） 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

（３） 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以　上